

D I S C L O S U R E 2 0 2 2



釧路信用金庫の現況

令和3年4月1日~令和4年3月31日

MESSAGE

平素より釧路信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く 御礼申し上げます。

地域の皆さまに、当金庫の事業内容や現況をご 理解いただくため、本ディスクロージャー誌を作成い たしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げ ます。

さて、令和3年度における日本経済は、東京オリンピック・パラリンピック開催や9月末における全国的な緊急事態宣言等の解除により社会・経済活動において一時的に回復基調となったものの、感染力の高い変異株の出現による断続的な緊急事態宣言等の発出、半導体や建築資材・住宅設備機器の供給不足等の影響に加えて、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや原料価格の高騰により、国内における経済環境はより一層厳しさが増しております。

管内におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による国内における社会・経済活動の停滞により、対面型サービスを主体とした宿泊業、飲食業で甚大な影響があったほか、日本製紙釧路工場の製紙事業からの撤退、道東沿岸で発生した赤潮被害、生乳の廃棄危機など、地域経済にも逆風が吹き続けた年となり、多種多様な産業において深刻な打撃を受けることとなりました。一方、釧路市では鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討が開始され、十勝地区の大樹町では航空宇宙関連産業の育成や振興が進み、管内町村においても新規事業の立ち上げなど、地方創生の取組みが着実に広がりを見せており、明るい未来を予感させる動きも多くみられました。

このような社会環境の中、経営理念である「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」のもと、令和3年度にスタートした中期経営計画である「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021~顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築~」に基づき、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた永続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策に取組むとともに、金融仲介機能を通して「まちづくり・人づくり・夢づくり」に貢献し、地域の皆さまから、より一層の信頼を得るため、厳格なリスク管理・内部管理態勢の構築を図り、役職員全員が一丸となり地域での存在価値を発揮できるよう取組んでまいります。

今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますよう お願い申し上げます。

令和4年7月



理事長 森村 好幸

目

INDEX

経営理念・基本方針・金庫の概要1	人材育成16
令和3年度事業概況2~3	釧路しんきんのトピックス17
釧路信用金庫と地域社会4~5	当金庫の主要な事業内容・
利用者保護への取組み6	各種サービスのご案内18
当金庫における苦情処理措置・	主な手数料一覧19
紛争解決措置等の概要7	主な商品のご案内20
リスク管理態勢8	当金庫のあゆみ21
コンプライアンス態勢9	店舗一覧・地区一覧 22~23
中小企業の経営支援および	組織・機構~役員~24
地域の活性化のための取組みの状況10~11	組織・機構~組織図~25
金融仲介機能のベンチマーク12~13	総代会等に関する情報開示26~27
地域金融円滑化に係る取組みについて14	資料編28~40
地域とのつながり	当金庫の自己資本の充実の状況等41~48
~釧路しんきんのCSR活動~15	不良債権等への対応49
	開示項目50



経営理念

この地域を愛し豊かな东東を創造します。

これは、私たちの哲学であり、思想です。釧路信用金庫は、この地域の人たちの相互扶助精神のもとで生まれ育まれた金融機関です。

私たちは、故郷であるこの地域を心から愛し、地域の発展とそこに住む人達の心豊かな未来のために、奉仕を続けることが使命であることを表しております。

基本方針

- ○質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。
- ○業績の向上に努め、健全で信頼される金庫を創ります。
- ○確かな能力と豊かな人間性を兼ね備えた、創造的な人材を育成します。
- ○生きがいのある職場を創り、職員の幸せと夢を育てます。

金庫の概要

(令和4年3月31日現在)

名 称/釧路信用金庫

本店所在地 / 〒085-0015

釧路市北大通8丁目2番地 TEL 0154-23-0111

創 立 / 大正14年5月

店 舗 数 / 18店舗

会 員 数 / 14,924人

出 資 金 / 712百万円

預 金 / 254,391百万円

貸 出 金/109,512百万円

職 員 数 / 157人

シンボルマーク



輪の中に、地域のシンボルである丹頂をデザイン化したもので、輪は地域とのふれあい、親しみの輪、円満を、丹頂は大空に向かって力強く、大きく飛翔する姿を表し、地域と共に大きく躍動、躍進する姿を表現したものです。

令和3年度事業概況

事業の方針および金融経済環境

令和3年度は、3ヵ年事業計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021~顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築~」の初年度として、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた永続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策のもと、全役職員が一丸となり取組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な経済の停滞により、国内および地域においても社会・経済活動に大きな影響を及ぼすこととなりましたが、地域金融機関としての役割を果たすための活動を展開致しました。

具体的な取組みとしては、コロナ禍による非対面ニーズに対応したWEB完結型ローンのチャネル拡充や「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置、「企業支援プロジェクトチーム」と「営業店」の連携による補助金申請等を含めた各種企業支援を実施致しました。また、令和3年11月に南支店を本店営業部内、令和4年1月に武佐支店を城山支店内に移転する店舗内店舗化を実施したほか、顧客接点機会が減少している中で、新たな顧客創造の役割を果たす場としての「お客さま相談室」を開設しました。ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、鶴居村との包括連携協定や商工組合中央金庫との業務連携・協力契約の締結など、地域とのつながりをより一層強固にするための取組みを実施しました。

令和3年度における日本経済は、東京オリンピック・パラリンピック開催や9月末における全国的な緊急事態宣言等の解除により社会・経済活動において一時的に回復基調となったものの、感染力の高い変異株の出現による断続的な緊急事態宣言等の発出、半導体や建築資材・住宅設備機器の供給不足等の影響に加えて、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや原料価格の高騰により、国内における経済環境はより一層厳しさが増しております。

管内におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による国内における社会・経済活動の停滞により、対面型サービスを主体とした宿泊業、飲食業で甚大な影響があったほか、日本製紙釧路工場の製紙事業からの撤退、道東沿岸で発生した赤潮被害、生乳の廃棄危機など、地域経済にも逆風が吹き続けた年となり、多種多様な産業において深刻な打撃を受けることとなりました。一方、釧路市では鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討が開始され、十勝地区の大樹町では航空宇宙関連産業の育成や振興が進み、管内町村においても新規事業の立ち上げなど、地方創生の取組みが着実に広がりを見せており、明るい未来を予感させる動きも多くみられました。

業績

預金につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により景気の早期回復が見通せない背景から、事業所においては手許余剰資金を確保する動きが続いたこと、個人においては緊急事態宣言等に伴う外出自粛による消費が抑制されたことなどが起因となり、法人・個人預金ともに増加傾向となったことから、期末残高は2,543億91百万円と前期比46億27百万円の増加(前期比+1.85%)となりました。

貸出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する「伴走支援型特別保証制度」を主体とした資金繰り支援のほか、不動産関連融資が堅調に推移したことに加え、積極的に情報収集や案件発掘に取組んだ結果、期末残高は1,095億12百万円と前期比18億97百万円の増加(前期比+1.76%)となりました。

収益面につきましては、経常収益面ではコロナ関連融資による貸出金利息収入は昨年より増加したものの、金融緩和政策の長期化やウクライナ情勢の影響により有価証券利息は減少となりました。一方、経常費用面では人件費および物件費が減少したことから、与信関連費用2億28百万円、貸倒損失引当金83百万円を計上する中、経常利益は1億98百万円を確保、当期利益は前期比39百万円増となる2億19百万円となりました。

○最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	千円	2,827,086	2,911,552	3,042,284	2,766,124	2,740,275
経 常 利 益	千円	270,761	204,402	119,855	251,396	198,563
当期 純利 益	千円	115,983	137,813	71,439	179,644	219,343
出 資 総 額	千円	705,676	705,197	704,622	719,309	712,603
出 資 総 口 数		1,411,352	1,410,395	1,409,244	1,438,618	1,425,207
純 資 産 額	百万円	9,574	10,026	9,622	9,838	9,552
総資産額	百万円	229,877	229,944	236,463	267,935	277,363
預 金 積 金 残 高	百万円	218,992	218,940	225,387	249,763	254,391
貸 出 金 残 高	百万円	88,009	90,067	93,076	107,614	109,512
有 価 証 券 残 高	百万円	55,483	56,946	56,956	66,620	67,870
単体自己資本比率	%	13.61	12.63	12.19	12.30	11.73
出資1口当たり配当金	円	20	15	15	15	15
役 員 数	人	14	14	13	13	13
うち常勤役員数	人	7	7	6	6	6
職員数	人	168	160	152	160	157
会 員 数	人	14,851	14,845	14,847	15,005	14,924

事業の展望および当金庫が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアのウクライナ侵攻問題や円安進行の影響などから、半導体・建設関連資材・住宅設備機器等の供給不足、エネルギーや各種資材の価格高騰等に至っており、景気の不確実性が一層増す中、設備投資等の前向きな資金ニーズは、当面限定的であるものと予想されます。

当地においては、人口減少が進んでいること、基幹産業である水産業にて恒常的な不漁が続いていることに加えて、昨年9月には道東沿岸で発生した赤潮により、サケ・ウニ・昆布・ツブ等が死滅し、管内における被害総額は約28億円となる甚大な被害を受けるなど、当金庫の営業環境・収益環境も一段と厳しさを増すものであると予想しております。

このような社会環境の中、経営理念である「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」のもと、2021年度にスタートした中期経営計画である「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021~顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築~」に基づき、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた永続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策に取組むとともに、金融仲介機能を通して「まちづくり・人づくり・夢づくり」に貢献し、地域の皆さまから、より一層の信頼を得るため、厳格なリスク管理・内部管理態勢の構築を図り、役職員全員が一丸となり地域での存在価値を発揮できるよう取組んでまいります。

業績の概要

預金積金堆

預金積金 2,543億91百万円

令和4年3月末の総預金は、2,543億91百万円となり、金額では 対前年度比46億27百万円の増加、年間増加率は1.85%と堅調に 推移しております。

詳しくは4ページをご覧ください。



貸出金推移

貸出金 1,095億12百万円

令和4年3月末の総貸出金は、1,095億12百万円となり、金額では対前年度比18億97百万円の増加、年間増加率は1.76%となりました。

詳しくは5ページをご覧ください。



自己資本比率 11.73%

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和4年3月末の自己資本比率は11.73%と国内基準はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

詳しくは41~48ページをご覧ください。



釧路信用金庫と地域社会

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、釧路・十勝地区を事業区域として、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金 (預金積金) は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、「この地域を愛し豊かな 未来を創造します。」という経営理念のもと、文化、環境、教育と いった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組ん でおります。

※計数は、令和4年3月末現在のものです。

預金積金に関する事項

◆地域からの資金調達

◎預金積金残高【2,543億91百万円】

お客さまからお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。令和3年度におきましても、信用のバロメーターとも言える個人預金が1,705億円となりました。 当金庫では、お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。

今後も当金庫は、地域のお客さまの着実な資産づくりのお 手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一 層の充実に向けて努めてまいります。

なお、お取扱いしている主な商品については、本誌20ページ をご覧ください。

今期決算に関する事項

徹底した内部経費の節減・効率化の推進を行う一方、積極的に不良債権処理を実施しました。令和3年度は、経常利益は1億98百万円、当期純利益は2億19百万円を計上する決算となりました。

また、自己資本比率は、11.73%と国内基準4%を大きく上回っております。なお、詳しくは本誌41~48ページをご覧ください。

お客さま

うち会員 14,924 人

支援サービス

ご融資

文化的・ 社会的貢献

文化的・社会的貢献に関する事項

- ① 地域行事への積極的参加
- ② 一店舗一貢献活動
- ③ 文化的活動への支援、参画
- ④ 釧路しんきん地域貢献表彰制度
- ⑤ 青少年の健全な育成 等



預金積金 出 資 金 712配

う 釧路 しんきん

常勤役職員数 **163**人店 舗 数 **18**店

令和3年度 地域密着型金融の取組状況

につきましては、当金庫ホームページ

https://www.shinkin.co.jp/kushiro/ に掲載しております。

貸出金(運用)に関する事項

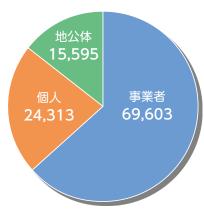
◆地域への資金供給の状況

◎貸出金残高【1.095億12百万円】

当金庫では、地域の皆さまからお預かりしたご預金を、地域の皆さまの発展にお役に立つよう、幅広くご融資することで、地域社会へ還元しております。預貸率(預金残高に占める貸出金残高の割合)は、期末値43.04%、期中平均値40.71%となりました。

なお、お取扱いしている主な商品については、20ページをご 覧ください。

■貸出金残高構成 (単位:百万円)



貸出金以外の運用に関する事項

◎有価証券残高【678億70百万円】

当金庫は、お客さまのご預金をご融資による運用の他に、有価証券等による運用も行っております。

有価証券運用は、国債等を中心に各種のリスクに配慮した安全な運用に努めております。

預証率 (預金残高に占める有価証券の割合) は期末値 26.67%となりました。

お取引先への支援

当金庫には、中小企業、個人事業主の方を対象としたお取引 先相互の親睦交流の場として「愛信会」があります。経済情報 の提供やお客さま同士の情報交換による取引促進など、お客 さま相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

その他、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、農業 経営アドバイザー等の資格を有する職員を擁しており、お客さ まへの情報サービス、相談業務等にお応えしております。

利用者保護への取組み



顧客説明態勢および相談・苦情等への対応について

当金庫は、ご利用頂くお客さまを保護するため、ご説明を要するすべての取引や商品の内容につきましては、お客さまのご理解やご経験およびご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行っております。

- 1. 与信取引につきましては、ご契約内容等のご説明およびお客さまのご理解とご納得を得たご契約意思の確認を周知徹底しております。
- 2. 預金等の受入れにつきましては、ご契約内容等を記載した「商品概要説明書」等を店頭やロビーに備え置きし、適切な情報提供や預金保険制度等の重要事項についてのご説明を周知徹底しております。
- 3.リスク性金融商品につきましては、お客さまがその金融商品の仕組みやリスク等の重要事項を十分に理解するに足りるだけのご説明をするよう周知徹底しております。

お客さまからのご相談・苦情等につきましては、各店舗に設置の「お客さまの声ポスト」や、ホームページ上の「ご意見・お問合せコーナー」等を通じて申し受けており、公平・誠実な対応と迅速な解決に取組んでおります。

利益相反管理体制について

当金庫は、当金庫とお客さまとの取引に関して、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等および利益相反管理方針に従い、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しております。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1)対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2)対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3)対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4)対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

- 1.個人情報等保護の観点から常務会直結の「個人情報保護管理委員会」を設け、当金庫役職員等における個人情報等保護の周知徹底を図っております。
- 2. 当金庫のパソコンに保存されるデータ等については、「情報資産保護に関する基本方針(セキュリティーポリシー)」に則りアクセスの管理・監視を実施しており、個人情報等の適切な管理と流出等の防止の徹底を図っております。
- 3. 郵便物等の発送・受領確認について検証方法の手順書を制定し、個人情報等の保護管理を徹底しております。
- 4. 個人情報等の「取得」「利用」「正確性の確保」「開示・訂正・利用停止」「安全管理」等に係る具体的な取組方針につきましては、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」として、当金庫ホームページならびに各営業店の店頭にて公表しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要



当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」といいます。)を営業店または業務部で受け付けております。

- 1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営 業店または次の担当部署へお申し出ください。

釧路信用金庫 業務部 e - mail: 当金庫ホームページ「ご意見・お問合せ」

所:釧路市北大通8丁目2番地 投書箱:全店に「お客様の声ポスト」を設置 E L:0154-23-9020 受付時間:9時~17時(当金庫営業日)

受付媒体:電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談 F A X:0154-24-2707

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、 またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うた めに利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに一般社団法人北海道信用金庫協会が 運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部に ご相談ください。

名称	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所(一般社団法人北海道信用金庫協会)				
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5				
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273				
受付日時 月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)9:00~17:00		月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)9:00~17:00				
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談				

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」といいます。) が設置運営する仲裁センター等ならび に札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお 申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称		札幌弁護士会紛争解決センター		
10 10	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	1 作業弁護工芸初手解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、 お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所、または当金庫業務部にお尋ね いただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (https://www.shinkin.co.jp/kushiro/) をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、釧路弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会 議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停

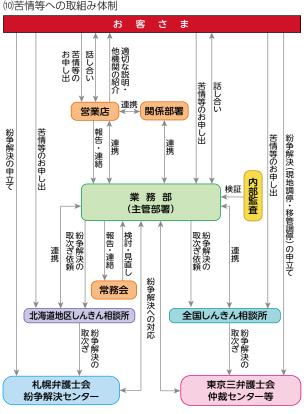
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管 調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の 仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に 対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を 整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性 の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務部がお客さまからの苦情等を -元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務部 が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお 申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明 を行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機 関でも受け付けておりますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介い
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが できます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応す る態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整 備しております。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により 金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることによ り、今後の業務運営に活かしてまいります。

(10)苦情等への取組み体制



リスク管理態勢



リスク管理態勢について

金融の自由化、国際化および金融技術が急速に進展する中、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化、多様化しております。当金庫はリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクの正確な把握と適切なコントロールを基本方針に定め、リスク管理態勢の強化を図っております。

各リスクの管理方針

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、内部・外部研修や審査トレーニーの継続的な実施、融資統合システムの導入などを行い、審査機能の強化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つのリスクを管理対象としております。

当金庫では、市場価格の変動に対して効率的かつ適切に対応するため、市場リスクの把握と資産・負債のバランス調節機能の充実・強化に取組んでおります。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りができなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクがあります。

資金繰り対策としては、資金証券部を資金繰り担当部署とし、日々の資金繰りを管理しており、市場流動性リスクについては市場リスクの中で管理しております。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不祥事件等の発生により損失を被るリスクをいいます。

事務部および法務監査部(監査グループ)による営業店への定期的な 臨店事務指導や、立ち入り監査・店内検査等を通して、事務事故の防止と 事務水準の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備あるいはコンピュータシステムが不正使用されること等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、コンピュータ事故防止対策としての安全対策を実施し、障害発生時の業務継続の対応策として「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引 慣行から損失を被るリスクをいいます。

法務監査部(法務管理グループ)による、コンプライアンス委員会の定期開催等を通じ、法務リスク管理の強化に努めております。

風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から、金庫に対するお客さまからの信頼が悪化し有形無形の損失を被るリスクをいいます。お客さまからの当金庫に対する信頼を維持することが不可欠であるとの基本認識に立ち、風評リスクに対する管理を行っております。

コンプライアンス態勢



コンプライアンスに対する当金庫の方針

当金庫は「コンプライアンス」を「社会的規範や、様々な法令や規則等の厳格な遵守」として広くとらえ、その徹底を経営上の最 重要課題として位置付けし、誠実公正な業務運営を行いながら、地域における企業の発展や、そこに住まわれる皆さまの生活向上に 奉仕する社会的責任と公共的使命を全うしていくことを、常日頃より心掛けております。

当金庫のコンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部署としての「法務監査部(法務管理グループ) |は、コンプライアンス・マニュアルである「倫理綱領 | の見 直し、各種法令等への適合性検証(リーガル・チェック)、営業店への指導、研修の実施等を通じて、組織全体にコンプライアンスの 浸透を図り、また、本部各部署および各営業店においては、コンプライアンスに係る「責任者(部店長)」および「推進責任者」を配置 し、統括部署との連携を強め、日常の業務におけるコンプライアンスの徹底を図り、高い倫理観と使命感に基づくコンプライアンス 態勢の整備強化を図っております。

また、関係法令等を遵守することにとどまることなく、反社会的勢力との関係遮断や取引の排除、マネー・ローンダリングおよ びテロ資金供与対策や資産凍結等経済制裁の対応等、態勢を整え積極的に取組みを行っております。

反社会的勢力への取組みについて

反社会的勢力に対する当金庫の基本方針

私ども釧路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断する ため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から 当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全 を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な 取引および便宜供与は行いません。
- 警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密 な連携体制を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と 刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対 応します。

反社会的勢力の会員からの排除

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県 での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との関係遮断や取引排除の態勢整備が強く求められております。 当金庫においては、上記「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、さらに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団 排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除することとしておりますが、当金庫の会員制度においても「当金庫の会員となる ことができない者」、「総代会の決議により除名となることがある場合」を定款において定め、会員からの排除を行っております。

I. 当金庫の会員となることができない者

- 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)
- 2.次の各号のいずれかに該当する者
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加 える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関 係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして いると認められる関係を有すること。
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難され るべき関係を有すること。

Ⅱ.総代会の決議により除名となることがある場合

- 1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当 する行為をしたとき。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信 用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2.加入申込時に、「反社会的勢力ではないことの同意書」でし ていただく、左記 I の[1]および[2]のいずれにも該当しな いことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの 確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組みの状況

中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ)の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組合組織である当金庫にとって 重要な社会的使命ですが、加えて経営課題を抱えたお客さまへの経営支援についても、信用金庫にとって重要な役割であると考 えております。

この経営支援に関する取組み方針の詳細につきましては14ページをご覧ください。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1. 当金庫の支援体制

当金庫は、地域金融円滑化のための基本方針を定め、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更のお申込み、経営相談等があった場合には、お客さまの抱えている課題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取組んでおります。

平成24年11月5日付で中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受け、経営診断業務、事業計画策定・実行支援、経営改善計画策定・実行支援、国の認定制度(中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律等)の認定支援、販路拡大・マーケティング支援、創業支援、事業承継支援などの経営支援について、業務部企業支援グループを統括部署として、全ての本支店で相談を受け付けております。

また、より実効性のあるコンサルティング機能発揮のため、中小企業診断士4名、農業経営アドバイザー14名、FP2級取得者12名を営業店・本部に配置しております。

2. 地域課題である事業承継に対応した体制整備

事業承継支援体制を拡充し、地域課題である事業承継に対応するため、平成30年4月に一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと業務提携契約を締結し、業務部企業支援グループ内に「一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク 釧路オフィス」を設置いたしました。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

当金庫は、中小企業のライフステージに応じて外部機関等との連携を図りながら、以下の経営支援に取組んでおります。

1. 創業期·新規事業開拓の支援

①創業期・新事業展開期においては、営業店と企業支援グループが一体となって事業計画の策定支援や販路拡大支援などを 行っているほか、株式会社日本政策金融公庫と連携し、創業計画書の共有化や合同面談などのワンストップ対応に努めております。 ②新事業展開時における各種補助事業等の申請支援や、公的機関の支援コーディネートにも積極的に取組んでおります。

【創業期・新事業展開期における支援実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
創業·新事業支援融資実績	36件/531百万円	41件/451百万円	55件/544百万円
ものづくり補助金申請支援実績	1件	3件	5件
日本政策金融公庫との協調融資	19件/238百万円	9件/193百万円	13件/515百万円

2. 成長段階における支援

販路拡大支援(商談会等)や新商品開発支援の取組みとして、昨年度は以下の取組みを行いました。

- ①東北海道「食ビジネスオンライン商談会」2022を共催しました。当金庫からは4事業者が参加し、ブランド力ある商品を百貨店・バイヤーにアピールすることができました。
- ②公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの全面協力の下、当金庫主催のビジネスマッチングイベントを実施しました。バイヤーとして伊藤忠商事やコープさっぽろが参加し、Zoomを活用した商談を行い、当金庫からは5事業者が参加しました。



東北海道「食ビジネスオンライン商談会」2022



③商工組合中央金庫が主催する「海外販路創出オンラインビジネスマッチング」に、当金庫も連携事業の一環として参加しました。当金庫からは輸出に興味を持つ3事業者が参加し、既に具体的な商談に入る事業者もおりました。

3. 経営改善・事業再生等の支援

金融円滑化への適切な対応を行うため、営業店と企業支援グループが連携してお客さまの経営状況の把握を行うと共に、必要に応じて経営相談・経営指導等の経営支援活動に取組みました。

4. 事業承継の支援

一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク(旧名称:一般社団法人北海道事業承継センター)や中小企業基盤整備機構 との連携により、事業承継個別相談会を開催し、経営者の皆さまの相談に対応いたしました。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまの継続支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているお客さまに対し、金庫一丸となって各種支援を実施しました。具体的には企業支援プロジェクトチームと営業店が連携し、事業再構築補助金の申請支援を実施した他、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や「事業復活支援金」の周知および申請支援に積極的に取組みました。

地域の活性化に関する取組み状況

令和3年11月17日(水)、当金庫は「鶴居村との包括連携および協力に関する協定」を締結しました。

本協定は鶴居村と協力し、地方創生の推進や地域経済の活性化、地域の課題解決を図ることを目的に締結したものです。

連携の実効性を高めるために、本店営業部に設置したお客さま相談室を活用したWEB相談が可能な体制を構築しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で牛乳や乳製品の需要が落ち込み、年末年始には5千トンもの牛乳が廃棄される懸念があったことから、鶴居村から乳製品を購入し、消費拡大に向けた機運を高める支援も実施しました。





「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	81件	40件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.24%	4.08%
保証契約を変更・解除した件数	11件	4件

金融仲介機能のベンチマーク

「金融仲介機能のベンチマーク」について

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標のことで、 平成28年9月に金融庁が策定・公表しました。

釧路信用金庫では金融仲介機能の発揮に向けた取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価できる「共通ベンチマーク」と、事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択した「選択ベンチマーク」、そして当金庫が自主的に策定したベンチマークを加えて「釧路信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としております。

1. 共通ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和3年3月末			令和4年3月末		
	メイン先数	836			916		
当金庫がメインバンク(融資残高1位)とし	メイン先の融資額			328億円	353億円		
て取引を行っている企業のうち、経営指標 (売上・営業利益率・労働生産性等)の改善 や就業者数の増加が見られた先数、および、	経営指標が改善した先数			514			527
同先に対する融資額の推移	経営指標が改善した先に係る	31/3	2/3	3/3	2/3	3/3	4/3
	3年間の事業年度末の融資 残高の推移	153億円	166億円	199億円	167億円	236億円	232億円
	条件変更先の総数			72			98
貸付条件の変更を行っている中小企業の	うち好調先			3			3
経営改善計画の進捗状況	うち順調先	9			11		
	うち不調先	60			84		
ᄼᆎᄴᆱᆉᇛᆮᆝᆠᅀᆝᆇᅉᅮᅀᆘᆇᄭᄽᄬ	創業	41			55		
金融機関が関与した創業、第二創業の件数	第二創業	0			0		
		与信先数融資残高		与信先	数	蚀資残高	
	全与信先	2,6	2,621 726億円		2,315		749億円
	創業期	2	24	79億円	2	.02	78億円
ライフステージ別の与信先数、および、融資額	成長期	1	54	4 72億円		63	69億円
	安定期	1,2	1,211 449億円		1,334		457億円
	低迷期	9	15	92億円	5	08	102億円
	再生期	117 33億円		108		40億円	
		与信先	数 配	資残高	与信先	数	蚀資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信 先数および融資額、および、全与信先数およ び融資額に占める割合	事業性評価に基づく融資を 行っている与信先数および 融資残高		65 25億円		63		26億円
	上位計数の全与信先数およ び当該与信先の融資残高に 占める割合	2	5%	3.4%	2.	7%	3.5%



2. 選択ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和3年3月末	令和4年3月末
	メイン取引先数 (融資残高1位)の推移	836	916
メイン取引先(融資残高1位)先数の推移、および、 全取引先数に占める割合(先数単体ベース)	全取引先数	2,621	2,315
	全取引先数に占める割合	31.9%	39.6%
事業性評価の結果やローカルベンチマーク	事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	102	115
を示して対話を行っている取引先数	上記の内、労働生産性の向上 に資する対話を行っている取 引先数	102	115
	本業支援先数	147	57
本業(企業価値の向上)支援先数、および、 全取引先数に占める割合	全取引先数	2,621	2,315
	全取引先数に占める割合	5.6%	2.5%
本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	経営改善先数	45	19
	地元内への販路開拓支援を 行った先数	20	11
販路開拓支援を行った先数 (平成30年3月期より集計開始)	地元外への販路開拓支援を 行った先数	0	0
	海外への販路開拓支援を 行った先数	0	0
事業承継支援先数	支援先数	29	26
四コナのナザナゼに即主ナスπ枚佐の中佐	研修実施回数	6	8
取引先の本業支援に関連する研修等の実施 回数、同研修等への参加者数、および同趣 旨の取組みに資する資格取得者数	参加者数	57	54
ロッ状胞のに見りで見て取付日奴	資格取得者数	4	4
外部専門家を活用して本業支援を行った先数	支援先数	40	6
取引先の本業支援に関連する 中小企業支援策の活用を支援した先数	支援先数	132	52

3. 独自ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和3年3月末	令和4年3月末
本業支援等に関連して行政や支援機関と 連携して実施した事業数	事業数	3	4

13

地域金融円滑化に係る取組みについて



地域金融円滑化のための基本方針について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1)態勢整備を図るため、本基本方針および金融円滑化管理方針を理事会において決議し、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュ アルを定めるとともに、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者の任命および苦情相談窓口の設置を行っております。
- (2) お客さまへのきめ細かな金融サービスの提供を目的に平成14年度に 審査部内に「企業支援グループ」を立ち上げ、平成30年度からは、企 業支援グループを業務部内に移行し、経営改善支援や事業計画策定 等の支援機能のより一層の向上を図っております。
- (3)総務部においては、お客さまの事業価値を見極める能力を向上させる研修や勉強会を実施しております。

釧路信用金庫 ご相談窓口(業務部)				
電話番号 00.0120-025-946				
受付時間	9:00 ~ 17:00 (当金庫休業日を除く)			
e-mail	kushiro.eisui@kushiroshinkin.co.jp			

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

地域密着型金融に関する取組みについて

当金庫では「質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。」を基本方針の一つに掲げており、永年培われてきた当金庫の姿勢は、地域密着型金融の趣旨と相通じております。今後におきましても地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた地域密着型金融の諸施策を積極的に展開し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

- ※具体的な取組み内容はP10~11をご覧ください。
- ※「地域密着型金融推進計画」の令和4年3月末現在における進捗状況はホームページ上に掲載しております。 釧路信金ホームページURL https://www.shinkin.co.jp/kushiro/



釧路しんきん地域貢献表彰制度

この事業は昭和60年度から続いている助成制度で、優れた技術やサービス等を事業化させた企業を表彰する「新技術奨励賞」、まちづくりや教育・文化の振興、自然環境の保護、社会福祉向上活動を表彰する「地域貢献奨励賞」、地域のブランド化に貢献している活動を表彰する「地域のブランド化推進奨励賞」、地域の大学、高専に在学中の学生が取組む「当地ならでは」や「学生ならでは」の発想による研究・開発を助成する「学生研究奨励賞」の4部門となっております。

令和3年度は以下の6団体の方々が受賞されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年行っていた表彰式は 実施せず、理事長・専務が個別に受賞者の方々を訪問し、記念品等の進呈を行いました。

地域貢献奨励賞

- ●釧路鳥取てらこや 様
- ●富士見坂キンレンカの会 様
- ●さわやか健康サロン 様

新技術奨励賞

●株式会社リバーサー 様

学生研究奨励賞

- ●釧路工業高等専門学校 ゲーム開発研究部 様 研究テーマ 「くしろプライド鮮魚〜地元の魚をもっと知ってもらうた めのアプリ開発〜」
- ●釧路短期大学 スポーツ栄養学ゼミ 様 研究テーマ 「氷都くしろにおけるアイスホッケー選手の栄養サポート ト 〜コロナ禍におけるICTを活用した栄養サポートの 試み〜」



各種事業・ボランティア活動の実施

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、毎年実施している各種事業 (新春文化講演会やくしろキッズタウンへの参加等) や愛信会行事 (各営業店がお客さまとの親睦を目的に立ち上げた会) を中止せざるを得なかったものの、感染防止対策を徹底したうえで、主に屋外で下記のようなボランティア活動を実施しました。



弟子屈支店「中央商店街・弟子屈支店花壇花植え」



西港支店「仁々志別川河川清掃活動」



地域の皆さまから信頼される職員の育成

当金庫では、現場でのマンツーマン指導、階層別・職能別の各種集合研修を通じ、高度な業務知識、ノウハウを身につけ、地域の皆さまから信頼される「信用金庫人」の育成に努めています。

新入職員研修



新入職員研修では、金融実務の基礎、ビジネスマナー、接 遇応対、コンプライアンスなど、信用金庫人としての基本的 な知識を身につけます。

各種課題解決支援研修



お客さまへの支援体制を一層強化するため、事業承継支援研修や創業支援研修等の実務に直結する研修を実施しております。

研修·勉強会







(名塚地域(まち)づくりアドバイザーとの意見交換会)

多様化するお客さまのニーズに対応するため、窓口業務や事業性(事業価値)評価融資などの研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。

若手職員の声

本部

業務部 岩間 知代

平成31年度入庫 北海道武蔵女子短期大学卒

私は、業務部で年金や保険業務、営業店の日常業務におけるサポート、お客さま相談室のアドバイザリー業務を担当しております。現在は、高校生や大学生を対象に「金融教育講座」を開講し、成年年齢の改正に伴い「契約に関すること」や「金融トラブル」など金融知識を身につけることの重要性や、実際にローンのシミュレーションを一緒に行い、「お金を借りること」がどういうことなのかを伝えています。お客さまに「ありがとう」「助かったよ」と言っていただくことももちろん嬉しいですが、営業店の業務をサポートし、少しでもお役立てすることができた時も嬉しく思います。今後も、様々な業務に対して知識習得に励み、遂行できるよう努力してまいります。

渉外係

城山支店 太田 忍歩

平成31年度入庫 釧路公立大学卒



私は現在城山支店で渉外業務を担当しております。日頃の営業活動では訪問回数の多さ、お客さまからの質問・要望に対するスピーディーかつ丁寧な対応を心掛けております。その結果お客さまに顔や名前を覚えてもらい、何かあった時に一番に相談していただいた時やお客さまの悩みを解決できた時にとてもやりがいを感じます。

今後もお客さまとの会話一つ一つからニーズを引き出し、 Face to Faceの強みを活かした渉外活動に努めてまいります。

釧路しんきんのトピックス



令和3年4月

5月

6月

●第97期通常総代会開催【書面開催】

7月

8月

●桜ヶ岡支店開設40周年

●昭和支店開設20周年

●釧路市前副市長の名塚 昭・釧路短期大学生活科学科教授(生涯教育センター長)が当金庫の「地域(まち)づくり

アドバイザー」に就任

9月 10月 ●ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」取扱開始

10万

●「釧路しんきんお客さま相談室」開設

●鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結

●南支店が本店営業部に移転

●春採支店開設50周年記念

12月

●商工中金と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力 契約」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結





釧路しんきんお客さま相談室 開設

令和4年1月

- ●企業総合補償保険「しんきん お店と事務所のほけん」取扱開始
- ●個人年金保険「しんきんらいふ年金たのしみ未来」、学 資保険「こどもすくすく保険」取扱開始
- 武佐支店が城山支店に移転
- ●東北海道「食ビジネスオンライン商談会]2022を共催

2月

●ゼネラル・パーチェス株式会社と業務委託基本契約締結(コストドック取扱開始)

●公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの協力の下、当金庫主催のビジネスマッチングイベントを開催

3月

●株式会社クレディセゾン保証付「WEB完結ローン」導入

●「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓 □」設置

●しんきんの傷害保険「標準傷害保険」WEB加入システム 導入

●商工組合中央金庫との連携事業「海外販路創出オンラインビジネスマッチング」実施



鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を 締結



商工中金と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結

当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内



金庫の主要な事業内容

業務の種類

- 1. 預金および定期積金の受入れ
- 2. 資金の貸付けおよび手形の割引
- 3. 為替取引
- 4. 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証または手形の引受け
 - (2) 有価証券((5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。) の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得または譲渡
 - (7)次に掲げる者の業務の代理 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、 日本銀行等
 - (8)次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - (9)次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介 (内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - イ 信金中央金庫
 - (10)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の 取扱い

- (11)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5) および(14) に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融 商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(左記4により行う 業務を除く。)
- 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3)確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の 定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて 行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務 の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定める ところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録 業に係る業務

各種サービスのご案内

種類	内 容・特 色
キャッシュサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫、郵便局および全国の提携金融機関のキャッシュコーナーで現金のお引出し等がご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMでの入出金が一定時間内は手数料無料でご利用いただけます。
自動支払	公共料金、税金、各種クレジット代金等がご指定の預金□座から自動的に支払われます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、ご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。
ATM振込	ATMで全国の金融機関へ簡単にお振込ができます。同じ振込先へ繰り返しお振込になる場合に便利です。
年金自動受取	年金の支給日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。当金庫で年金をお受取りの方は、優遇金利商品などがご利用いただけます。
自動振込	毎月決められた日に一定の金額を、お客さまの預金口座から自動的にご指定の口座へお振込いたします。家賃や月謝のお支払い、仕送りなどに大変便利です。
為替	全国の金融機関を結ぶオンラインにより、迅速で確実な振込や送金、手形・小切手等の代金取立ができます。
貸金庫・保護預り	重要書類や貴重品などを安全に保管し、盗難や災害からお守りいたします。
夜間金庫	お店の売上金などを営業時間外や休日にお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。
インターネットバンキングサービス	インターネット接続のパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
ファームバンキング・ホームバンキングサービス	専用ソフトまたは専用端末等を使って、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
テレホンバンキングサービス	残高照会、入出金明細照会などが通話料無料でご利用いただけるサービスです。
テレホンファクシミリサービス(アンサーシステム)	お客さまのファックスに、振込入金などのお取引内容を自動的にお知らせするサービスです。
デビットカードサービス	お買物の際など、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。J-Debit加盟店でご利用できます。
公共債の窓口販売	国債の窓□販売を行っております。
損害保険の窓口販売	当金庫の住宅ローンをお申込みのお客さまを対象とした長期火災保険・債務返済支援保険、標準傷害保険等をお取扱いしております。
生命保険の窓口販売	ガン保険、医療保険、終身保険等をお取扱いしております。
しんきん電子債権記録サービス	手形・指名債権(売掛債権等)の問題を克服した新たな金銭債権です。
お客さま相談室	専門知識をもった職員が、経営相談(補助金・事業承継・M&A)、相続、登記、年金などの相談に応じます。

[※]上記以外にも、様々なサービスがご利用いただけます。詳しくは本支店窓口にお問い合わせください。



主な手数料一覧 (令和4年4月1日現在)

各手数料記載の金額には、10%の消費税が含まれております。

振込・その他手数料

	Ι						ATM	利田	インターネット
	金	顏	の	区	分	窓口利用	キャッシュカード利用	現金振込	バンキング
釧路しんきん	振込1口につき		3万円	9未満		220円	110円	110円	4mm/s)
同一店内あて			3万円	9以上		440円	110円	110円	無料
	代金取立 1通につき				無料				
	ء د	洒	_	- I-7	Δ	&=====================================	ATM	利用	インターネット
	金	頂	の	区	分	窓口利用	キャッシュカード利用	現金振込	バンキング
釧路しんきん	+E:3.1 🗆 / = -	٦±	3万円	日未満		220円	110円	110円	110円
	振込1口につ	שכ	3万円	9以上		440円	110円	110円	220円
本支店あて	送金	Ž	普通扱	(送金小り	ア手)1□につき	1,100円			
	142	金		取	<u></u>	1.温につま	同 地		無料
	代:	並		ДX	立	1通につき	隔地		440円
	金額	洒		$\overline{}$	øb CL ≭il CD	ATM	利用 インターネ		
	金	织	の	区	分	窓口利用	キャッシュカード利用	現金振込	バンキング
	振電信扱		3万円	日未満		660円	385円	440円	330円
他しんきん・	振 電信扱 込 1口につき		3万円	9以上		880円	550円	660円	440円
他銀行あて	送金	È	普通扱	(送金小り	J手)1□につき	1,100円			
					同 地		440円		
	代金取立 <u>普 通 扱</u> 至 急 扱					1通につき	ᇛᅹ		880円
							隔地	1,100円	
	送金・振込の組戻手数料			1口につき		1,100円			
	`*^ +E'3 =T		- *********	1	- +	釧路しんきん本支店あて		440円	
	送金·振込訂	止于	一致科	ا 🗆 ات .)さ	他しんきん・他銀行あて		770円	
その他手数料	取立手形組戻手数料 (ただし、他所取立したものに限る)								
	取立手形店は (ただし、取立費用が1			場合は実費	をいただきます)	1通	につき	1,	100円
	不渡手形返去		かに限る)						

手形·小切手用紙代金

約束手形帳	1冊(50枚) 2,200円
為替手形帳	1冊(25枚) 2,200円
小切手帳	1冊(50枚) 2,200円
マル専手形用紙	1枚 1,100円
借入専用手形用紙	1枚 880円

貸金庫利用手数料(年額)

本店·帯広西

1	種	16,500円
2	種	27,500円
愛国·昭和·帯広		
1	種	16,500円

各種証明書発行手数料

預	金 残	高	証明	書	1通につき	550円
融	資 残	高	証明	書	1週に 2さ	330FJ
監査	查法.	人特	定楨	夫式	1通につき	3,300円
融	資	証	明	書	1通につき	11,000円
取	引	証	明	書	1通につき	5,500円

再発行手数料

通				帳	1 m (+t-) (= 0 +
証				書	1冊(枚)につき
С	D	カ	_	ド	1,100

- ※ 視覚や手などに障がいがありATM操作による振込が困難なお客さまは窓口で振込が可能です。

ATM利用手数料

	平日	無料	土曜日 14:00以降	110円	
	土曜日 14:00まで	## 14	日曜・祝日	110[-]	
	平 日 18:00まで		平 日 18:00以降	110円	
〈他しんきん〉のカードによるお引き出し・お預け入れ*		無料	土曜日 14:00以降		
	土曜日 14:00まで		日曜・祝日		
	平日	無料	土曜日 14:00以降	110円	
(北海坦歌1)/ のカードによるのうさ出し	土曜日 14:00まで	₩ 14	日曜・祝日	110[3	
	平 日 18:00まで	18:00まで 110円	平 日 18:00以降	220円	
〈他金融機関〉のカードによるお引き出し			土曜日 14:00以降		
	土曜日 14:00まで		日曜・祝日		

[※]お預け入れは、平日18:00までとなっております。なお、店舗によっては営業時間が異なりますのでご注意ください。

その他手数料

当座預金口座開設手数料	1件につき		11,000円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき		550円
マル専当座開設手数料	1件につき		5,500円
夜間金庫使用手数料	1契約につき月]額	27,500円
夜間金庫専用入金帳代	1冊につき		5,500円
キャッシュ・サービス利用手数料	他金庫・他行ネットサ	ービス利用時1件につき	110円
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	時間外利用時	1件につき	110円
テレホン・ファクシミリサービス (アンサーシステム)利用手数料	基本料月額		1,100円
		契約時	1,100円
為替自動振込手数料	1契約につき	振込(1件あたり) ATM利用(現金振込)の	D手数料と同額
ファームバンキング手数料	1契約につき	- 月額	2,200円
ホームバンキング手数料	1契約につき月額		1,100円
WEB-FB基本料	1契約につき月額		2,200円
WEBバンキング基本料	1契約につき	月額·法人以外	無料
WED/1フインフ 	1 天本別に フさ	月額·法人	1,100円
でんさいネット手数料	月額		1,100円

貯蓄預金スウィングサービス手数料	100	こつき	110円
不動産担保設定手数料	非事	業性 設定1回につき	22,000円
	1	1~20枚	無料
窓口両替手数料	件	21~100枚	220円
念口问音于数符 金種指定払戻手数料(硬貨)	に	101~1,000枚	330円
並惟相足如庆于奴科(联員)	つき	1,001~2,000枚	660円
	٢	2,001枚以上1,000枚毎	+220円(加算)
	1	1~300枚	無料
大量硬貨入金手数料	件につき	301枚~1,000枚	330円
人里促員八並士奴科		1,001枚~2,000枚	660円
		2,001枚以上1,000枚毎	+220円(加算)
	1	1~20枚	無料
両替機利用手数料	回につき	21~100枚	100円
凹首成利用于奴科		101~1,000枚	200円
	き	1,001枚以上	300円



お客さまのライフステージに合わせた多彩な商品をご提案致します





30æ





成人|就職





- ●普诵預金
 - 給与振込
 - ·公共料金自動振替
 - ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・デビットカードサービス
- ●総合□座
- ●インターネットバンキング
- ●マイカーローン

高校卒業•進学

結婚 長子誕生





- ●貯蓄預金 ●スーパー定期・定期積金
- ●各種フリーローン/カードローン
- がん保険
 - ・生きるためのがん保険Days1
 - ・がん診断保険R
- ●標準傷害保険
 - ・キッズプラン
- ●キッズ普通預金通帳
- ●職域サポートローン

住宅購入





- 住宅ローン
 - ·住まいるいちばんネクストV
 - ・住宅ローン[ゴールド]
 - ・無担保住宅ローン 他
- ●火災保険
 - ・しんきんグッドすまいる
- ●債務返済支援保険
- ・しんきんグッドサポート
- ●個人向け国債

50代





定年 年金受給



- .00
- 教育ローン

92.1% 92.3°

- 教育カードローン「春いちばん」
- ・教育ローン [ひまわり]
- ●ソーラーエコローン「サンシャイン」
- リフォームローン
- 医療保険
 - ·医療保険EVER Prime

- 2022年4月1日 2023年3月31日 ¥0.1% "*0.02
- 退職金専用定期預金 「セカンドライフ」
- ●年金振込
- ●年金受給者専用定期預金 「ふれ愛」
- ●大□定期預金
- ●貸金庫

事業者の お客さま







- ●当座預金
 - ・ファーム/ホームバンキング
 - ・テレホンバンキング
 - ・テレホンファクシミリサービス
- ●納税準備預金
- ●しんきん電子債権記録サービス
- ●割引手形 ●当座貸越 ●手形貸付
- ●証書貸付
 - 各種フリーローン
 - ・釧路しんきんマンションローン
 - ·釧路活性化貸付
 - ・経営改善支援資金「アシスト」
 - ・TKCサポートマッチングローン
 - ・農業経営資金「アグリ・パワー」
- ●ビジネスプラン(業務災害補償保険)
- ●火災保険
 - ・しんきんアパート・マンションオーナー向け火災保険

※上記のほか通知預金、各種財形預金等、様々な商品・サービスをご用意しております。 ※商品ご利用にあたっての留意事項

信用金庫の商品・サービスは会員でない方もご利用いただけますが、ご融資の際にはご融 資対象の限られるものや、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があるものもご ざいます。また、年収や借入金の合計によって融資金額が制限される場合や、変動金利商 品のように、お客さまの予想に反して金利が上下する商品、金利と別に保証料が必要な場 合もございます。

※商品パンフレット等は掲載時点のものであり、最新の商品・サービスにつきましては当金 庫の本支店の窓口にお問合せください。

詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。



当金庫のあゆみ

● 大 正

14年 5月 産業組合法による有限責任釧路信用組合 設立認可(初代組合長 飯田要次郎) 10月 釧路市真砂町において事業開始

●昭 和

5年12月 事務所を釧路市幣舞町埋立地に新築移転 18年 4月 市街地信用組合法の制定により釧路信用組合と改組 19年 6月 営業地区に新釧路川以西鳥取町を編入 8月 鳥取支所を開設 21年 6月 営業地区に鳥取町全町を編入 25年 4月 弟子屈支所を開設 営業地区に釧路村・標茶町・弟子屈町を編入 26年10月 信用金庫法の制定により釧路信用金庫と改組 28年 4月 南支店を開設 5月 第2代理事長に合林亀造就任 30年 6月 営業地区に阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を編入 37年 7月 阿寒支店を開設 38年 5月 阿寒湖畔支店を開設 39年 5月 川湯出張所を開設(昭和44年10月支店に昇格) 12月 城山支店を開設 42年11月 白糠支店を開設 44年 5月 営業地区に厚岸町・浜中町を編入 11月 駅前支店を開設 46年11月 春採支店を開設 47年 5月 第3代理事長に森山吾郎就任 営業地区に帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町 を編入 49年12月 本店を釧路市北大通8丁目2番地(現店舗)に新築移転 52年12月 愛国支店を開設 55年 7月 西港支店を開設 56年 5月 第4代理事長に原裕就任 8月 桜ヶ岡支店を開設 57年 7月 美原支店を開設 60年 8月 武佐支店を開設 62年 8月 関連会社「釧信ビジネス株式会社」設立

● 平 成

3年 5月	第5代理事長に山本壽福就任
4年11月	木場支店を開設 愛国支店を新築移転
6年11月	南支店を新築移転
7年 5月	営業地区に音更町・芽室町・中札内村・更別村を編入
9年10月	帯広支店を開設

13年 4月	昭和支店を開設
9月	鳥取支店の名称を共栄大通支店に変更
16年 4月	川湯支店を弟子屈町役場川湯支所内に移転
6月	初代会長に山本壽福就任 第6代理事長に佐藤優就任
17年 9月	本店リニューアル
18年 5月	愛国支店リニューアル
19年 2月	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
10月	美原支店リニューアル (バリアフリー店舗)
21年 5月	日本政策金融公庫と「業務協力に関する覚書」を締結
22年 1月	日本政策金融公庫と「農業向け融資の証券化業務にかかる基本 契約」を締結
10月	弟子屈支店リニューアル
24年 3月	営業地区に本別町・士幌町・上士幌町・鹿追町・足寄町・陸別町・ 清水町・新得町・大樹町・広尾町を編入
6月	駅前支店を本店営業部に、川湯支店を弟子屈支店に統合
10月	帯広西支店を開設(バリアフリー店舗)
11月	中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定 を受ける
25年 6月	第7代理事長に佐藤禎一就任
12月	TKC北海道会釧路支部と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結
26年 5月	日本政策金融公庫と創業支援に特化した「業務提携·協力に関する覚書」を締結
27年 3月	「くしろ応援ファンド事業に係る提携および協力に関する基本協定」の締結
10月	釧路町と「包括的地域連携に関する協定」を締結
12月	釧路市と「釧路市と釧路信用金庫との連携および協力に関する協定」を締結
29年 3月	関連会社「釧信ビジネス株式会社」解散
30年 4月	一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと「業務提携 契約」を締結

• 令 和

4年1月

元年6月	第8代理事長に森村好幸就任 北海道銀行とのATM相互無料提携開始
7月	母店・サテライト店制度の導入(本店営業部・南支店、春採支店・ 桜ヶ岡支店をグループ化)
2年4月	母店・サテライト店制度にグループ追加(城山支店・武佐支店を グループ化)
5月	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する 「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」で内閣 府特命担当大臣表彰を受賞
3年3月	弟子屈町等と「阿寒摩周国立公園活性化に向けた摩周エリアの 観光資源磨き上げ連携協定」を締結
	TKC北海道会釧路支部と「中堅・中小企業等の事業再構築に係る連携支援に関する覚書」を締結
11月	「釧路しんきんお客さま相談室」開設 鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結 南支店が本店営業部に移転(店舗内店舗)
12月	商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結

武佐支店が城山支店に移転(店舗内店舗)

充実の店舗ネットワークです。

(令和4年6月30日現在)

1 本店営業部

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地 ☎(0154)23-0111

2 南支店

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地 **②**(0154)23-0111

3 城山支店

〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号 ☎(0154)41-7237

4 共栄大通支店

〒085-0035 釧路市共栄大通3丁目2番20号 ☎(0154)23-1681

5 春採支店

〒085-0813 釧路市春採3丁目6番8号 ☎(0154)41-3312

6 愛国支店

〒085-0057 釧路市愛国西1丁目5番11号 ②(0154)36-2505

7 西港支店

〒084-0906 釧路市鳥取大通5丁目4番7号 ☎(0154)52-1366

8 桜ケ岡支店

〒085-0805 釧路市桜ケ岡4丁目4番8号 ☎(0154)91-3232

占

9 美原支店

〒085-0065 釧路市美原4丁目1番7号 ☎(0154)36-4121

10 武佐支店

〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号 ☎(0154)41-7237

11 昭和支店

〒084-0910 釧路市昭和中央3丁目3番35号 **②**(0154)55-4128

12 木場支店

〒088-0622 釧路郡釧路町木場1丁目11番地19 **②** (0154)37-9188

13 弟子屈支店

〒088-3211 川上郡弟子屈町中央1丁目4番20号 ☎(015)482-2168

14 阿寒支店

〒085-0218 釧路市阿寒町新町2丁目3番2号 〇(0154)66-3236

伛 阿寒湖畔支店

〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番3号 **②** (0154)67-2811

16 白糠支店

〒088-0301 白糠郡白糠町東1条南2丁目2番地25 ☎(01547)2-2164

12 帯広支店

〒080-0018 帯広市西8条南18丁目2番6号 ☎(0155)25-5516

18 帯広西支店

〒080-2469 帯広市西19条南2丁目28番14号 ②(0155)34-1166



店外ATMコーナー

- △ ぴあざフクハラ星が浦店
- ❸ イオン釧路店1階
- 釧路市役所1階
- 本店営業部南大通出張所
- フクハラ武佐店
- イオンモール釧路昭和
- ₲釧路労災病院1階

- コーチャンフォー釧路店
- 釧路空港1階
- コープさっぽろ星が浦店
- トライアル益浦店
- ₩ 川湯出張所





IB弟子屈支店



14阿寒支店



15阿寒湖畔支店



16白糠支店



17帯広支店



18帯広西支店

役員(令和4年6月30日現在)



理事長 (代表理事) 森村 好幸



専務理事 佐藤 道雄



常務理事 青沼 直樹



常勤理事 佐藤 敦



常勤理事 木場田 浩一郎



理 事 曽宇 恭久



理事(職員外理事) 大西 雅之



理事(職員外理事)村井順一



理 (職員外理事) **三原 克也**



理 事 **梁**瀨 之弘



常勤監事 小杉 潤一



監事 甲賀 伸彦



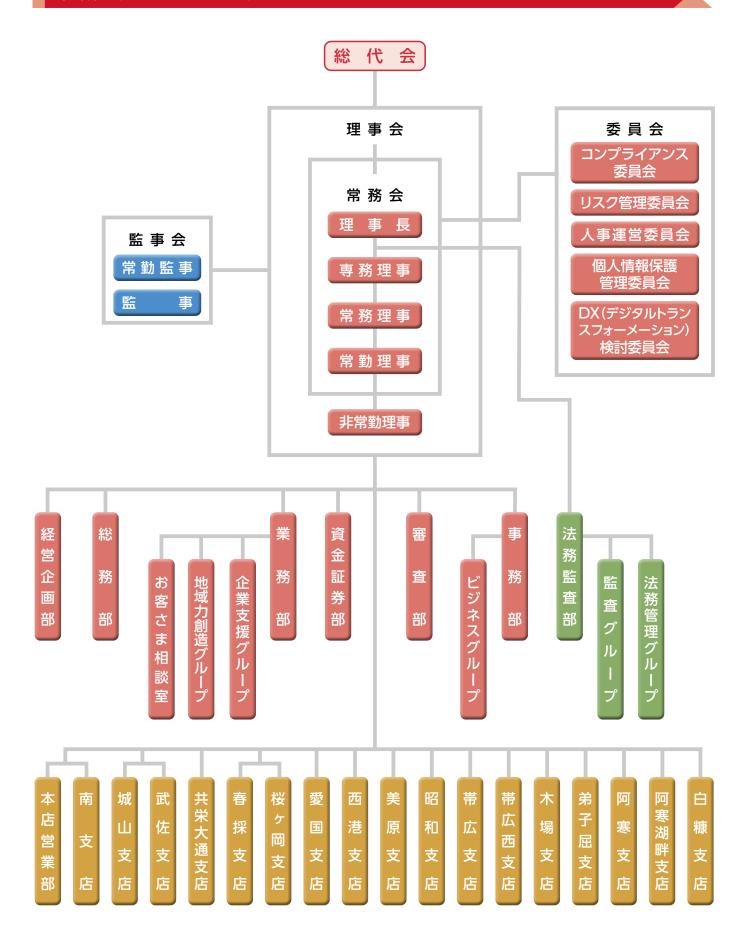
監 事 **長谷川 清志**

^{※1)}信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

^{※2)}信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



組織図(令和4年6月30日現在)



総代会等に関する情報開示

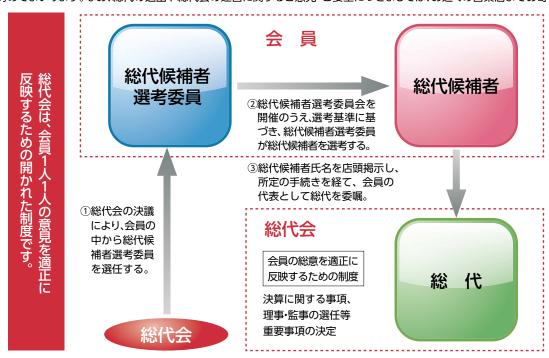
1.総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、 会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考 委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、いただいたご意見・ご提言等を事業計画に反映させ、さまざまな経営改善に取組んでおります。

これからも当金庫は、会員の皆さまからのご意見・ご提言を真摯に受け止め、ますます地域に根ざし、お客さまにとって身近で信頼される金融機関になるよう努めてまいります。なお、総代の選出や総代会の運営に関するご意見・ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



2. 総代とその選任方法

(1)総代の任期・定数

- ・総代の定数は70人以上90人以内で、会員数に応じて 選任区域ごとに定められております。
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の重任は妨げないものとします。
- ・総代の定年は75歳とします。

ただし、任期の途中で年齢が満75歳に達した場合は、その 任期の満了をもって終わるものとします。

なお、令和4年3月31日現在の総代数は83名で、会員数は 14,924人です。

(2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て 選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候 補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者 選考基準

- ●当金庫の会員であること。
- ●満75歳未満であること。
- ●総代として相応しい見識を有している人物であること。
- ●良識をもって正しい判断ができる人であること。
- ●金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- ●地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。
- ●事業者の場合は、経営内容が良好であること。
- ●その他総代選考委員が適格と認めた人。

3. 第98期通常総代会の決議事項

令和4年6月21日開催の第98期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれの原案通り承認されました。

報告事項

報告事項第1号 第98期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

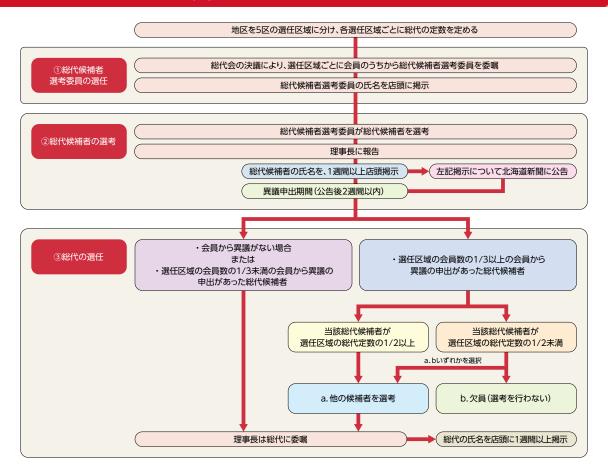
報告事項第2号 事業年度監査報告の件

決議事項

議案第1号 第98期剰余金処分案承認の件 議案第2号 定款第15条に基づく会員除名の件



総代が選任されるまでの手続きについて



総代の氏名

(令和4年6月現在)敬称略、順不同。氏名後ろの丸数字は総代の就任回数です。





弟子屈町 標茶町・厚岸町・

浜中町地区

4区

